

# 山形県行政書士会天童支部規則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本支部は、山形県行政書士会天童支部と称する。

(目 的)

第 2 条 天童支部（以下支部という）は、会員の業務の改善及び、山形県行政書士会と会員との連絡調整を図るためにこれを置く。

(組 織)

第 3 条 支部は、天童市に事務所を有する行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

(事 業)

第 4 条 支部は、第 2 条に定める目的を達成するため、次の事業を行なう。

( 1 ) 山形県行政書士会の情報の伝達及びその事業の遂行

( 2 ) 業務の研究並びに広報に関する事項

( 3 ) 会員の親睦並びに共済に関する事項

( 4 ) その他、目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第 5 条 支部の事務所は、支部長の事務所に置く。

## 第2章 機 関

(機関)

第 6 条 支部に次の機関を置く。

1 . 総会

2 . 幹事会

3 . 常任会

(総 会)

第 7 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年会計年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、支部長が必要であると認めたとき又は会員の半数以上のものから、会議の目的及び招集を必要とする理由を記載した書面をもって、支部長に臨時総会開催の請求があったときは、当該請求のあった日から 2 ヶ月以内に総会を開催しなければならない。

4 総会は行政書士である会員（以下「個人会員」という。）をもって構成する。

(開催)

第8条 総会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は、総会を開催しようとするときは、総会の日14日前までに会議の目的である事項、日時場所を記載した書面をもって全員に通知しなければならない。ただし緊急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

(議長)

第9条 総会の議長は、出席会員の中から選任する。

- 2 幹事会及び常任会の議長は、支部長とする。

(総会の決議事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 支部規則の制定、改廃に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 役員を選任及び解任に関する事
- (4) 事業計画の決定及び変更に関する事
- (5) 山形県行政書士会に提案すべき事項
- (6) その他、重要と認める事項

(幹事会)

第11条 幹事会は、監事を除いた役員で構成する。

- 2 幹事会は、支部長が、業務の執行上必要があると認めるときは随時招集する。
- 3 支部長は、幹事会を招集しようとするときは、幹事会の日前日までに会議の目的である事項、日時場所を通知しなければならない。
- 4 幹事会は、総会の決議事項を執行し、または緊急事項を処理する。

(幹事会の決議事項)

第12条 幹事会は、次に掲げる事項について決議しなければならない。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 総会に付議する議題に関する事
- (3) 支部規則等の制定及び改廃に関する事
- (4) 県会長から審議を要求された事項
- (5) 前各号のほか、重要な業務の執行に関する事項

(常任会)

第13条 常任会は、支部長、副支部長、庶務幹事、会計幹事をもって構成する。

- 2 常任会は、必要に応じ支部長が招集し、支部運営に必要な議題及び幹事会に付議すべき事項、その他特別緊急を要する事項等の処理をする。

(議決の条件)

第14条 総会は個人会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

但し委任状による出席ができるものとする。

2 総会の議決は、出席した個人会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会を除く会議は、前2項の規定を準用する。

( 表 決 権 )

第15条 個人会員は、1人1票の表決権を有する。

2 個人会員で、総会に出席することができない者は、出席する会員を指定代理人としてその表決権を行使することができる。

3 個人会員は、自己の一身上に関する事件又は自己の業務に直接の利害関係のある事件については、表決権を有しない。

( 議 事 録 )

第16条 総会の議事については、議長の指示により議事録を作らねばならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名した議事録署名員2人が署名押印しなければならない。

### 第3章 役 員

( 役 員 )

第17条 支部に次の役員を置く。

1 . 支部長 1名

2 . 副支部長 2名

3 . 庶務幹事 1名

4 . 会計幹事 1名

5 . 幹 事 3名以内

6 . 監 事 2名以内

( 役員 の 選 任 )

第18条 役員は、総会において個人会員のうちから選任する

( 役員 の 任 期 )

第19条 役員 の 任 期 は、就 任 後 の 第 2 年 目 定 時 総 会 終 結 の 日 まで と す る 。 た だ し 再 任 を 妨 げ ない。

2 補欠又は増員により選任された役員 の 任 期 は、他 の 役 員 の 任 期 の 残 任 期 間 と 同 一 と す る 。

3 役員は、任期の終了又は辞任により退任したときにおいては、後任の役員が選任されるまでの間その職務を行なう。

( 役員 の 職 務 )

第20条 支部長は、支部を代表し、その業務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは代理し、支部長が欠員

のときは、その職務を行なう。

- 3 庶務幹事は、支部長の指揮を受け支部の庶務を掌理する。
- 4 会計監事は、支部長の指揮を受け支部の会計を掌理する。
- 5 幹事は、支部長、副支部長を補佐して支部の業務を分掌する。
- 6 監事は、支部の資産及び会計を監査する。

## 第4章 会 計

(会計年度)

第21条 支部の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第22条 会費は、総会において定める。

- 2 会費の納期は、毎年5月31日までとし6月1日以降の入会者は、入会と同じに納入するものとする。

(支部の経費)

第23条 支部の経費は、山形県行政書士会からの交付金及び会費、その他の収入金をもって当てる。

(決算報告書)

第24条 支部長は毎会計年度終了後、支部の前年度における収入及び支出に関する決算報告書を作成し、関係帳票と同時に監事の監査を受けなければならない。

(旅費手当等)

第25条 支部役員の旅費及び手当等の規定は、山形県行政書士会役員報酬及び旅費費用弁償規定に準じ、幹事会において別に定める。

(慶弔)

第26条 個人会員が結婚したときは祝電を贈ることができる。

- 2 個人会員と同居する配偶者、親又は子が死亡したときは、弔電を贈ることができる。

## 附 則

- 1 設立当初の役員の任期は平成5年度定時総会の日までとする。
- 2 この規則は、平成4年6月20日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。